

平成 30 年 9 月 3 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/syokuhin86.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 杉本、沼館、江上

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ヘルシア烏龍茶	花王株式会社	4010001034760	茶系飲料	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	H30.9.3	1757
2	ヘルシア紅茶 ホット	花王株式会社	4010001034760	茶系飲料	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹がゆるくなる場合があります。	1本を目安にお飲みください。	特保	H30.9.3	1758